

山角地区  
田園まちづくりニュース

山角地区まちづくり協議会(令和6年1月発行)  
第4号

まちづくりの方針と構想図を検討しました！

1月20日(土)に、「第4回まちづくり協議会」を開催しました。当日は、山角地区住民12人、市役所都市計画部職員2人、コンサルタント2人が参加しました。これまでのまちづくり協議会での議論を総括して作成した田園まちづくりの方針の案と将来構想図の案について意見交換を行いました。

協議内容について、このニュースに掲載してお知らせしますので、是非、ご一読ください。

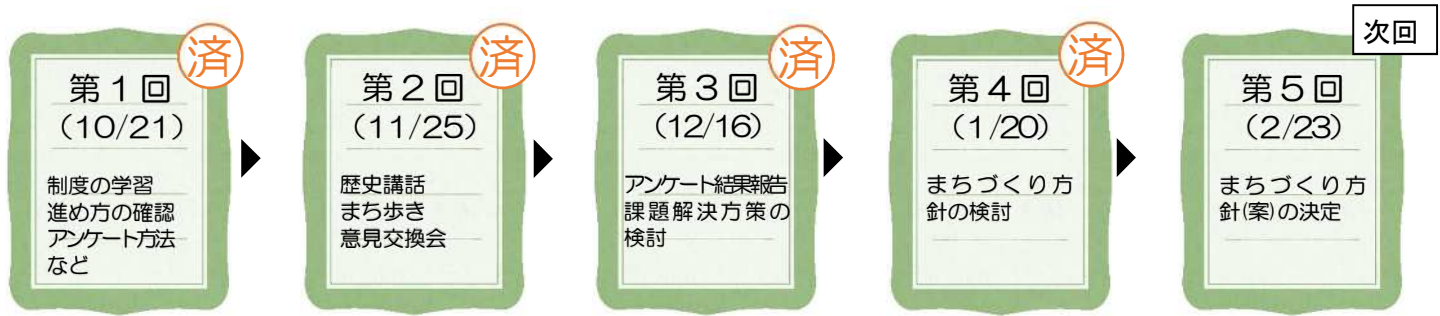


この方針(案)は1月20日の第4回協議会で議論の元になったものあり、そこで出された意見を反映して、今後改善していきます。

まちづくりに関する方針(案)

| 計画名称   | 山角地区まちづくり計画                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標・テーマ | ～豊かな自然や歴史・文化と調和した、いつまでも安心して暮らし続けられるまち山角～<br>山角地区は、かつての平の荘の中心地であり、歴史・文化資源やため池、河川、森林などの自然に恵まれた地区です。加古川の市街地に近接し、落ち着いた住環境が形成されていることから暮らしやすく、令和6年4月には小中一貫校である両荘みらい学園が開校し、子育て環境にも恵まれています。報恩寺、平之荘神社には貴重な文化財が多数あり、伝統行事も含めて大切に継承されてきました。<br>これらのかけがえのない歴史・文化や自然環境と調和した、いつまでも安心して暮らし続けられる集落の実現に向けた山角のまちづくりを進めていきます。 |
| 過去最大人口 | 793人(昭和46年以降でピークとなる昭和57年の人口)<br>(参考)793人(S57年)－512人(令和5年)＝281人                                                                                                                                                                                                                                            |

〈山角地区まちづくり協議会 1年目のスケジュール〉



次回の協議会は、2月23日(金・祝日)18時～、公民館です。  
ぜひ気軽にご参加ください！

お問い合わせ まちづくり協議会会長( )まで (電話: )

| 項目                 | まちづくり方針                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.集落環境の保全に関する事項    | 建物の高さについて                | ・10m(3階)以下とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | 汚水対策について                 | ・下水道区域内については公共下水道へ接続する。<br>・生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2.集落景観の保全・形成       | 地区景観計画(基準)の指定            | ・建物の形態・意匠は、周辺の風景や集落の景観と調和するものとする。<br>・屋根は、勾配屋根を推奨する。<br>・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、田園風景に調和した落ち着いた色調のものとする。<br>(色彩の基準:マンセル表色系)<br>・色相YR・R系は彩度6以下、Y系は彩度4以下、その他は彩度2以下、色相Nは認める。<br>・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。<br>・土地に太陽光発電施設を設置する場合は、周辺環境との調和に配慮する。<br>・下池や平之荘神社などからの眺望の保全のため、ここからの見え方に配慮する。 |
|                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3.公共施設の整備を図る取り組み   | 道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について | ・県道等における歩行者の安全確保を図る。<br>・町内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良(隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等)を図る。<br>・2項道路については、建替え等に併せて順次拡幅を進める。<br>・上条、中条、谷口に、それぞれ子どもの外遊びや住民の交流ができる広場を確保する。<br>・河川・水路・ため池の維持管理を図る。                                                                                                        |
|                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4.その他の施設の整備を図る取り組み |                          | ・山角公民館を交流の場として活用する。<br>・集落に近い県道沿道においては、生活利便施設等の維持や立地を誘導する。<br>・田園らしい風景の保全に取り組む(放棄田対策、太陽光発電施設対策等)                                                                                                                                                                                                 |
| 5.安全安心対策           |                          | ・通学路の見守り活動に取り組む。<br>・水路のフタ掛けや転落防止柵の設置など事故防止対策を図る。<br>・空き地や空き家の適正な管理に努める。<br>・浸水被害への備え(両荘みらい学園への避難訓練など)を検討する。<br>・鳥獣害対策を検討する。                                                                                                                                                                     |
|                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6.歴史を活かす取り組み       |                          | ・報恩寺、平之荘神社、お地藏さんなどまちに残る歴史的資源について保存・活用に取り組むとともに、地域の魅力要素として広くPRする。<br>・祭りや伝統行事などを次世代に継承する。                                                                                                                                                                                                         |
| 7.自然を活かす取り組み       |                          | ・豊富な自然資源を活用し、ふれあいの場や機会を創出する(下池、宮山など)。<br>・里山、ため池、田園風景などが一体となった自然を楽しみ心身の健康にもよい場や機会を創出する。<br>・加古川河川敷の自然環境・景観を保全する。                                                                                                                                                                                 |
| 8.地縁者の範囲           |                          | ・地縁者の範囲は、北部4町(志方町、平荘町、上荘町、八幡町)の区域とする。                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 山角地区 まちづくり構想図（案）

この構想図は1月 20 日の第4回協議会で議論の元になったものあり、そこで出された意見を反映して、今後改善していきます。

今後もみなさんのご意見を踏まえて内容を充実していきますので、ご意見のある方は、是非、お寄せください！

### まちづくり協議会で出された主な意見、質問

#### 【まちづくり方針(案)について】

- ・色彩の基準が定められているが、これは絶対守るべきものか。できるだけ守ろうとするものか。  
→強制するものではなくできるだけ守ろうとするものである。明らかに奇抜な色遣いを阻止するための基準である。
- ・太陽光発電施設の設置を認めないということはないようだが、認めないとした場合、強制力はあるのか。  
→強制力がないため、設置する場合は配慮を求める内容としている。
- ・山角地区は少子高齢化、人口減少、空き地増加に直面しており、それらを踏まえてまちづくりを進めていく必要がある。

#### 【まちづくり構想図(案)について】

- ・集落活性化ゾーンがないのはなぜか。  
→集落活性化ゾーンは、規模の大きい工場跡地など一団のまとまった宅地を住宅団地にするようなイメージであり、今のところは区域を位置づけていない。
- ・沿道活性化ゾーンでは、今住宅が建っているところはどうか。  
→将来的に沿道活用の可能性を見込んで、上位計画である構想図に沿道活性化ゾーンの案を作成しているが、現状の土地利用を制限するものではない。
- ・沿道活性化ゾーンにするかどうかは、現状の土地利用や土地所有者の意向も考慮する必要がある。

「沿道活性化ゾーン」については、質問や意見が多く出されましたので、区域を設定するかどうか、今後検討します。  
※この図は検討資料をお知らせするもので、決まったものではありません。

| 凡 例              |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 保 全<br>ゾ ー ン     | 森林保全ゾーン                         |
|                  | 森林活用ゾーン                         |
|                  | 農業保全ゾーン                         |
| 開 発 許 容<br>ゾ ー ン | 農住共存ゾーン                         |
|                  | 集落活性化ゾーン                        |
|                  | 住工共存ゾーン                         |
|                  | 沿道活性化ゾーン                        |
| 道 路              | 幹線道路                            |
|                  | 主要生活道路                          |
|                  | 2 項道路 (建物の建て替え等に<br>合わせて拡張するもの) |

山角地区範囲



※ご注意ください

この図は、まだ、町内会範囲と大字範囲について調整中です。